



2024年3月22日

各位

会社名 株式会社 岩手銀行
 代表者名 取締役頭取 岩山 徹
 (コード番号 8345 東証プライム市場)
 問合せ先 執行役員総合企画部長
 小原 透
 (TEL 019-623-1111)

「社外役員の独立性判断基準」の一部改正に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、同日付で「社外役員の独立性判断基準」(以下、「本基準」)を一部改正することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 改正の理由

当行は、「地域社会の発展に貢献する」、「健全経営に徹する」という創業以来の経営理念のもと、経営環境が激変する中においても、お取引先や株主の皆さまをはじめ、すべてのステークホルダーの負託にこたえていくために、自己責任に基づく経営の徹底はもとより、経営の透明性の向上や監督機能の強化等、高い水準でのコーポレート・ガバナンスの確立を目指しております。

今般、本基準について改めて取締役会、指名・報酬諮問委員会で検討した結果、独立社外取締役候補者を広く選定する観点から、一部改正を行うことといたしました。

2. 改正の内容

(下線部分が変更部分)

改正前	改正後
1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者 2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者 (3~8 省略) 「主要な取引先」の定義 当行を主要な取引先とする者 (通常取引) 直近事業年度における売上高に占める当行の割合(2%以上)を基準に判定する (融資取引) 当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が甚大な影響を与える場合 当行の主要な取引先 <u>(融資取引) 当行の総資産の1%以上の貸付を行っている場合</u> <u>(預金取引) 当行の総預金の1%以上の預金を受けている場合</u>	1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者 2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者 (3~8 現行どおり) 「主要な取引先」の定義 当行を主要な取引先とする者 (通常取引) 直近事業年度における売上高に占める当行の割合(2%以上)を基準に判定する (融資取引) 当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が甚大な影響を与える場合 当行の主要な取引先 当該取引先との取引による収益が、 <u>当行の直近事業年度における連結粗利益の2%以上である場合</u>

以上